



# 消費生活

# ネットワーク通信

第98号(2025年4月)

今月のテーマ

## マルチ商法に注意！



### 事例

○先輩から投資の勉強を勧められ、銀行から借金をして50万以上もする**FX投資の教材を購入し**、その後投資を始めた。



○最初は順調に利益を上げたが、しばらくするとマイナスに転じた。



○「教材を購入して**投資を始める人を紹介すると報酬がもらえる**」と先輩に言われたため、何人かの**友人を紹介し**、お金のない友人のために、**教材代金を肩代わりした**。

### アドバイス

#### ～トラブルを防ぐために～



**事業者の実態やもうけ話の仕組み、解約方法等をよく確認しましょう！**

○「儲かる」と誘われても、**安易に信用せず、冷静に判断**しましょう。

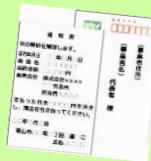
○友人・知人からの勧誘でも、契約したくなければ、**きっぱりと断りましょう**。

○「人を紹介すれば報酬を得られる」「簡単に稼げる」といった説明をうのみにせず、**事業者の実態や仕組みがわからない儲け話には、関わらないように**しましょう。

○投資には、リスクがあるため、余裕資金（**借金はしない**）で行いましょう。

#### クーリング・オフ

参考：マルチ商法（連鎖販売取引）においては、クーリング・オフについて書かれた書面を交付された日、もしくは商品を受け取った日のいづれか遅い日から20日間がクーリング・オフ期間となります。



YouTube  
ちょっと待って！テルミちゃん第116回  
「マルチ商法に注意！」  
<https://youtu.be/biwmNbTxn3Q>



#### ◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし

いやや  
188

(お近くの消費生活センターにつながります)

令和7年4月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)

